

本案訴訟第9回口頭弁論期日、第4陣原告と併合も

2018年1月24日（広島）—

昨年12月13日の伊方原発3号機に運転差止を命じた広島高裁仮処分決定後初となる、伊方原発広島裁判本案訴訟（本訴）第9回口頭弁論期日が1月31日（水）広島地裁（末永雅之裁判長）で開かれる。当日は去る11月8日新たに提訴した第4陣原告団（41人）と第1陣原告団との併合も行われる。

原告側は、航空機事故やテロなど人為事象を争点とした準備書面も提出する。さらに第4陣原告から広島県江田島市在住の山下徹さん（67歳）による意見陳述も行われる。山下さんは「島民にとって命の海である瀬戸内海を放射性物質で死の海にしてはならない」とする主旨の陳述を行う見通し。

当日は口頭弁論終了後広島弁護士会館で記者会見・報告会が開かれる。報告会では本訴に踏み切った山口県の原告団（「伊方原発をとめる山口裁判の会」）から代表が参加し本訴提訴と原告団結成などを報告する。

当日の予定は以下の通り。

2018年1月31日（水）

◇ 伊方原発広島裁判本訴第9回口頭弁論期日

場所：広島地方裁判所

◇ 同記者会見・報告会

場所：広島弁護士会館 3階大ホール

13:45 原告団・応援団 広島地裁へ行進

14:00 進行協議（広島地裁）

14:30ごろ 第9回口頭弁論

15:15ごろ 記者会見・報告会開始（広島弁護士会館）

17:00ごろ 記者会見・報告会終了

なお、記者会見・報告会会場では、「本訴での取組」、「仮処分での取組」、「伊方原発の危険」、「低線量被曝の危険」などをテーマとしたパネル展示もあわせて実施する。

（添付資料：「2018年1月31日 本訴第9回口頭弁論期日」案内チラシ 1点）

（以上）

問い合わせは下記へ：

伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：[saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org) URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

**伊方原発広島裁判原告団・応援団**

過去は変えられないが未来は変えられる